

第 20 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「遊戯室」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項に規定する遊戯室」に改め、同項第 2 号中「高齢者集会室」を「老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項に規定する高齢者集会室」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

足立区千住柳町住区センター 足立区千住柳町 1 2 番 5 号

付 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

千住柳町住区センターを設置するとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。